

青酎特区の認定について

このたび、東京都青ヶ島村において、本年改正された構造改革特別区域法の特例(いわゆる「島焼酎特区」)を活用した全国初の計画(「青酎特区」)が、12月26日付で内閣総理大臣の認定を受けましたので、以下のとおりお知らせします。

また、本認定を受け、小池知事のコメントを、別紙のとおり発表します。

記

1. 特例の概要

酒税法第7条第2項では、酒類の製造免許取得に際して、年間製造数量の下限が定められているが、構造改革特別区域法の特例適用により、内閣総理大臣の認定を受けた事業については、酒税法に定める年間数量の規制が適用除外となる(詳細は別添資料のとおり)。

2. 提案自治体

東京都青ヶ島村

3. 認定内容と期待される効果

青ヶ島村では、島内産焼酎の製造過程において、最初に生成されるアルコール度数60度の原酒「初垂れ(はなたれ)」が少量のみ生成される。特区法特例の活用により、この「初垂れ(はなたれ)」の少量製造・販売が可能となる。希少な「幻の焼酎」を来年度に島内限定で提供することで、村の観光振興等への寄与が期待される。

【問い合わせ先】

政策企画局調整部渉外課 池上・奥村
直通 03-5388-2135 都庁内線 21-176

知事コメント

昨年の8月に開催された国家戦略特別区域会議で提案いたしました島焼酎特区について、このたび全国で初めて、青ヶ島村の「青酎特区（あおちゅうとつく）」が国の認定を受けました。

本認定に向けて共に尽力頂いた、青ヶ島村の皆様、町村会の皆様をはじめ、国会議員の方々、都議会議員の方々のほか、御賛同・御協力を頂いたすべての皆様に感謝申し上げます。東京のキラリと光る宝物がまた一つ、観光資源として活用できる運びとなったことを誠に喜ばしく思います。

この「青酎特区」の実現により、平成30年度には原酒「初垂れ（はなたれ）」が“幻の焼酎”として島内限定で提供可能になります。青ヶ島村には、この「初垂れ（はなたれ）」だけでなく、豊かな自然や食文化など、様々な魅力がございます。ぜひ一度、青ヶ島村へ足をお運びください。

島焼酎特区の認定について

島焼酎特区について

- 酒税法では、原料用アルコール(アルコール度数45度以上)の製造免許取得に際して、年間で6キロℓ以上の製造を義務付け
- 島焼酎特区制度では、内閣総理大臣の認定を受けた事業については、酒税法に定める年間数量の適用除外が可能
- 地域の特性を活かした希少性の高い酒類の製造・販売が可能となり、地域の観光振興・地方創生に貢献
- このたび、青ヶ島村の計画(「青酎特区」)が12月26日(火)に認定

| | アルコール度数 | 年間製造数量 |
|----------|---------|--------|
| 原料用アルコール | 45度以上 | 6キロℓ以上 |

島焼酎特区
の活用

| | アルコール度数 | 年間製造数量 |
|----------|---------|--------|
| 原料用アルコール | 45度以上 | 制限なし |

(参考)島焼酎特区の実現に至る経緯

- 平成28年8月 第12回国家戦略特別区域会議にて、島焼酎特区の新規規制緩和要望
- 平成29年6月 改正国家戦略特別区域法・構造改革特別区域法 成立
- 9月 改正国家戦略特別区域法・構造改革特別区域法 施行
(「特産種類の製造事業」の対象酒類に単式蒸留焼酎及び原料用アルコールが追加)
- 12月26日 青ヶ島における青酎特区の計画が認定